

2 0 2 6 年度①

商 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱにつき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計100点)

Ⅰ 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、和菓子の製造・販売業を営む取締役会設置会社であり、その本店は京都市中京区にある。甲社は公開会社ではなく、甲社の発行済株式の全てをAとBが保有している。甲社は、いわゆる同族会社であり、江戸末期に売り出された和菓子「 α 」を看板商品として、代々家業を営んできた。甲社の取締役3名のうち、Aは取締役社長、Bは代表取締役副社長、Cは代表取締役専務であり、BはAの長男、CはAの長女の婿である。Aは5年前の長女の婚姻を契機に、Cを甲社の代表取締役に就任させた。もともと、BとCは性格が合わなかったため、取締役会では、甲社の経営方針を巡って頻繁に意見が対立するようになっていった。Cは、資産家の出であり、実家の家業(不動産業)を営む乙株式会社(以下「乙社」という。)の代表取締役社長も務めていた。

甲社では、インバウンド需要やインターネット通販の拡大により、「 α 」の売上げが順調に推移していたため、京都市北区に保有している遊休不動産(以下「本件土地」という。)に、新たな店舗を建設することを計画した。ところが、本件土地は住宅地に所在していたことから、店舗建設について周辺の住民から強い抗議を受けたため、ABCが集まって、本件土地の今後について議論した。Bは、本件土地は人口増加により地価が上昇しているから、店舗建設をやめて本件土地を第三者に売却し、その資金で甲社の通販事業を強化することを提案した。Cは、通販事業の強化に賛成したうえ、本件土地を乙社に売却することを提案し、Aもこれに賛成したが、Bは、Cの性格面をあげてなじるなどしたうえ、乙社に本件土地を売却しないと発言したため、Cは、甲社に対して強い不満を持つようになった。

Cは、AとBには無断で、甲社と乙社を代表して、本件土地を乙社に売却する契約(以下「本件契約」という。)を締結し、移転登記も済ませた。その後、Cは、乙社を代表して、本件土地を丙株式会社(以下「丙社」という。)に売却した。丙社の代表取締役Dは、Cが甲社と乙社の代表取締役であることや、BとCの折り合いが悪いことを知っていたため、本件土地を乙社に売却した件について、AとBの賛成を得ているのかについてCに確認した。Cは、Bについては口を濁したものの、

「乙社の事業については義父Aも厚い信頼を寄せているから、乙社が購入したのだ。」と説明したため、Dは、本件土地を乙社に売却したことについて、Bはともかく、Aは賛成しているものと信じていた。

その後、本件契約の事実が甲社において発覚し、Cは甲社の取締役を辞任した。甲社は、丙社に対して、本件土地の返還を求める訴訟を提起し、本件契約は無効であると主張している。甲社の主張は認められるか否か、論じなさい。(50点)

Ⅱ X株式会社（以下「X社」という。）は、ホテルやゴルフ場の経営を事業目的とする取締役会設置会社である。令和7年3月31日の時点で、X社の資本金額は3億円、総資産額は50億円、負債総額は40億円である。X社の取締役5名のうち、Pは創業者で代表取締役社長であり、Qは取締役兼財務部長である。その他の取締役に、大手不動産会社からの転職組や銀行からの出向者などがある。Qは、X社の生え抜きであるが、他の取締役とは出世を争うライバル関係にあった。

令和7年6月、Pは、大学時代の旧友であるRから、Rが経営するY株式会社（以下「Y社」という。）が経営危機に陥ったため、Y社が保有する不動産（以下「本件土地」という。）をX社に2億円で買い取ってほしいと打診を受けた。PはQに相談したところ、Qは、「本件土地はX社の事業に貢献するものとはいえず、また、本件土地の時価（1億5000万円）からみて買取価格も妥当とは思えないから、やめた方がよいのではないか。」と回答した。しかしPは、旧友Rの窮地であり、「なんとしても本件土地をX社で買い取る。」とQに告げたうえ、結局、独断で、X社を代表して、本件不動産を2億円でY社から購入した（以下「本件契約」という。）。Y社は、受け取った売買代金を直ちにY社の負債の返済に充てた。Qは、Pからの上記相談を他の取締役に告げれば、Pの機嫌を損ねて自身の出世に響くと考えて、他の取締役に上記相談の事実を告げないまま、本件契約の締結を黙認していた。

その後、X社の内部監査により一連の事実が発覚し、Pが独断で本件契約を締結していたこと、本件土地の適正な評価額は1億5000万円であったこと、Pが独断で本件土地を購入したことによりX社には5000万円の損害が生じていることが明らかになった。また、さらなる社内調査によって、上記相談の時点においてQが取締役会を招集するなどしていれば、本件契約は阻止しうるものであったことが明らかになった。

以上の事実関係のもとで、P および Q の X 社に対する会社法上の損害賠償責任の成否について、論じなさい。(50 点)